

## 令和5年度 文京区医療機関等物価高騰対策支援金についてのQ &amp; A

分類	No.	項目	回答
1 対象事業者		以下の施設は対象となるか。	
	1	保険指定を受けていない事業者・自由診療のみの事業者	対象になりません。
	2	事業所は区内だが、開設者所在地が区外	対象になります。
	3	出張専門の助産所・施術所	対象になります。
	4	歯科技工所	対象になりません。
2 対象期間	1	10月1日には開設しているが、10月中に閉院予定	継続して事業を実施していることが要件となるため、10月中に閉院を予定している施設は対象となりません。
	2	10月2日以降に開設したが、対象となるか。	10月1日時点に開設し、継続して事業を実施していることが要件となるため、対象となりません。
3 申請	1	東京都でも物価高騰対策事業があるが、本事業の支援金とどちらも支給を受けることができるか。	文京区の補助事業については、対象経費を定めておらず、都の事業と支給目的が重複しないため、併給可能です。 また、対象期間も都と異なるため、都の支援金と重複いたしません。
	2	同一法人で複数の事業所があるが、どのように申請したらよいか。	お手数ですが、事業所ごとに申請をお願いいたします。
	3	この支援金は課税対象か。	税務署にご確認ください。
	4	郵送ではなく、ネットでの申請はできないのか。	医療機関等物価高騰対策支援金については、郵送での申請をお願いしております。
	5	申請に当たり、印鑑証明等必要な書類はあるのか。	印鑑証明は不要です。基本的には、申請時に必要な書類は、申込書兼振込依頼書になります。
	6	同一施設に複数の対象になる事業所があるが、どのように申請したらいいか。	同一施設で複数の対象となる事業を実施している場合は、いずれか一つの事業として申請してください。ただし、運営が独立しており、経営に係る物品や会計等を完全に分け、区がその根拠を求めた際に提示できる場合は、それぞれでご申請いただいて差し支えありません。
	7	通帳がないため、通帳の写しが出せないが、どうしたらよいか。	交付申請書兼口座振込依頼書にご記載いただいている内容を確認したいので、その内容が記載されているものの写し等を添付いただくようお願いいたします。 例：口座確認連絡書 等 ※キャッシュカードについては、口座種別が不明なため、避けていただければと存じます。